

日本ワイルド協会規約

(名称)

第 1 条 本会は「日本ワイルド協会」と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、19 世紀末イギリスの作家、オスカー・ワイルドを中心とする研究を深めることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、この目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 全国大会（講演、研究発表、シンポジウム等）年 1 回。

(2) 研究会。

(3) 研究誌の出版。

(4) その他の関連事業。

(会員)

第 4 条 本会の会員は、研究活動に積極的に参加し、これを援助する。

(役員)

第 5 条 本会には、会長（1 名）、副会長（2 名）、理事（若干名）を置く。また、本会には名誉会長、顧問を置くことができる。

2 本会には、他に、事務局長、『オスカー・ワイルド研究』編集委員長、会計、会計監査（2 名）を置く。

3 会長、副会長、理事、事務局長、会計、会計監査の任期は 2 年とし、留任を妨げない。但し、会長、副会長、事務局長、会計は、原則として 2 期までとする。

4 役員は、理事会が推挙し、総会において選任する。

5 理事は、会員のなかから総会において選任する。

6 本会の運営は理事会が行う。理事会は本会の主要事項を審議し、会の運営に責任をもつ。会長、副会長は、自動的に理事を兼任するものとする。

7 事務局長、『オスカー・ワイルド研究』編集委員長は、理事を兼任するものとする。なお『オスカー・ワイルド研究』編集委員は、理事会において選任し、任期は 2 年とし、留任を妨げない。

8 名誉会長、顧問は、本会の発展に寄与した者のなかから理事会が推挙し、総会において選任する。但し、名誉会長、顧問は、本人からの申し出がない限り終身役職とし、本会の年会費が免除される。

9 理事および役職者の任期は会計年度にあわせて 4 月 1 日よりとする。

(研究誌)

第 6 条 第 3 条 (3) の事業を行うについては別に定める。

(総会)

第 7 条 総会は、第 3 条 (1) の時期に開催する。ただし会長は、理事会の了承を得て臨時総会を開催することができる。総会の議決は、原則として総会出席者の過半数以上をもって行う。

(会費)

第 8 条 会費は、次の通り定める。

一般会員 8,000 円

大学院生 5,000 円

学部学生 5,000 円

(会計)

第 9 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

2 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれに当てる。

3 決算については、総会の承認を得るものとする。

(事務局)

第 10 条 本会の事務局は、群馬大学共同教育学部金田仁秀研究室（〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町 4-2）に置く。

2 本会の「所在地」は会計宅とする。

3 事務局に、事務局長 1 名を置く。

4 事務局に、事務局長補佐 1 名を置く。本職は事務局長が任命するものであり、本会の他の役職と兼務することができる。

5 事務局に、編集事務、大会事務、広報、ウェブの担当者を若干名置くことができる。上記の職は事務局長が任命するものであり、本会の他の役職と兼務することができる。

第 11 条 本会則の改正は、総会の議決による。

(入会と退会)

第 12 条 入会希望者は、署名と入会年月日を記載した入会届を事務局に提出する（電子メール添付も可）。

2 入会者には、入会年月日の含まれる年度より会費納入の義務が生じる。

3 会費未納をもって自然退会とは見なさず、退会希望者は、退会の意思を、文書（電子メールも可）をもって事務局に伝えることとする。

4 退会者には、退会の意思を事務局に伝達した年月日の含まれる年度の会費納入の義務がある。

5 会費未納年度のある退会者には、退会後も未納分の会費を納入する義務が残存する。

(設立年月日)

第 13 条 本会の設立年月日は 1975（昭和 50）年 12 月 6 日とする。

附 則

昭和 63 年 11 月改定

平成 14 年 11 月改定（学会開催数）

平成元年 12 月改定

平成 18 年 11 月改定

平成 2 年 12 月改定

平成 19 年 12 月改定（会計年度）

平成 4 年 4 月改定

平成 26 年 11 月改定（役員任期）

平成 4 年 11 月改定

平成 28 年 12 月改定（事務局・入退会）

平成 6 年 11 月改定

平成 29 年 12 月改定（目的・事業・役員任期）

平成 10 年 11 月改定（会費）

令和 5 年 3 月 26 日改定（条文整備・総会・事務局・

平成 11 年 11 月 27 日条文整備

設立年月日)